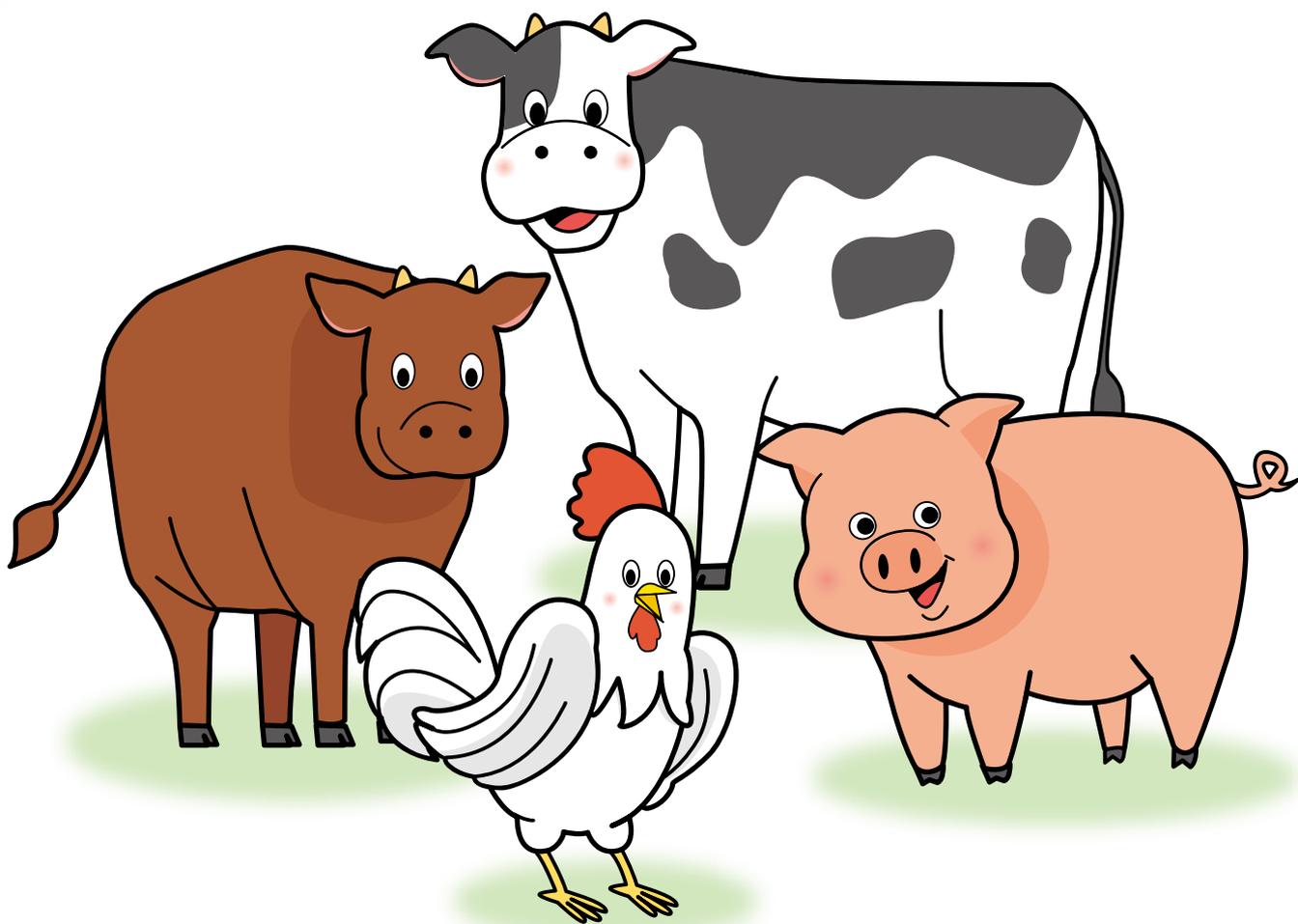


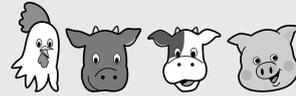
# 畜産基金 Q&A

## 基金間移動関係



# 畜産基金Q&A (基金間移動関係) 目次

<b>Q1</b>	基金間移動とは何ですか？ また、いつから実施されるのですか？	1
<b>Q2</b>	基金間移動の手続きはどのように行うのですか？	1
<b>Q3</b>	移動申請の時期はいつ行えばいいのですか？	1
<b>Q4</b>	別途納付金の減免とはどのようにして行われるのですか？	2
<b>Q5</b>	増量した場合の別途納付金はどのように計算されるのですか？	2
<b>Q6</b>	これまでの契約を複数の基金と契約したいが、その手続きは？	2
<b>Q7</b>	基金間移動にあたって畜産生産者が注意する点は？	3
<b>Q8</b>	具体的な移動事例での判定及び移動回数のカウントは？	3
<b>Q9</b>	別途納付金単価を決定するのはいつですか？ また公表時期は？	6
<b>Q10</b>	移動申請を行った場合、承認通知はあるのですか？ また、その時期は？	7
<b>Q11</b>	移動申請に添付する数量契約書が様式4の別表Aである場合、他の移動しない人の情報も記載されているが、このままコピーして提出して良いのですか？	7
<b>Q12</b>	移動の回数に制限等はあるのですか？	7
<b>Q13</b>	移動の回数はどのようにカウントするのですか？	8
<b>Q14</b>	移動申請の最小単位はどのように考えるのですか？	8
<b>Q15</b>	移動前後の補てん交付はどのようになるのですか？	8
<b>Q16</b>	下期からの移動後に異常補てんが発動された場合、交付対象になるのですか？	8
<b>Q17</b>	別途納付金の納付日が年間1回で6月末日までに徴収されるようになりましたが、納付後に廃業等により脱退する場合、脱退期以降の別途納付金を返還してもらえるのですか？	9
<b>Q18</b>	基金間移動については説明されていますが、畜産基金内で移動したい場合はどのような手続きになるのですか？	9
添付資料	業務方法書細則 別紙様式1	A
	数量契約証明書記載例	B



## Q1

基金間移動とは何ですか？ また、いつから実施されるのですか？

### A1

これまでいずれかの基金(畜産基金、全農基金、商系基金)に加入していた畜産生産者の方が、これまで加入していた基金とは別のグループに属する配合飼料を利用する場合に、一定の手続きにより、これまで新規契約者として徴収されていた別途納付金を減免される制度です。

制度の運用開始は平成19年度から行われますが、移動申請の受付は平成19年度の下期からとなります。

## Q2

基金間移動の手続きはどのように行うのですか？

### A2

これまで加入していた基金に転出申請を行い、同時にあらたに加入する基金に転入申請を行う必要があります。

具体的には、畜産基金の業務方法書に記載されている「配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則」の別紙1(本Q&A別添の業務方法書細則 別紙様式1)の申請例に従い必要事項を記入し、これまで契約していた数量契約書の写し等を添付して申請してください。

なお、新規に畜産基金に転入する場合には、畜産基金と基本契約書(様式1)、数量契約書(様式4&別表A又はB)を締結する必要があります。

## Q3

移動申請の時期はいつ行えばいいのですか？

### A3

移動が認められているのは年度始めと下期の年間2回です。

年度始めの移動は、移動申請書が3月15日までに基金の事務局に到着していることが必要です。下期については8月15日までに到着が必要となります。

よって、途中の手続きに要する期間を考慮して、畜産生産者の方が所属する農協等への移動申請書の提出期限は、それぞれ3月5日まで、8月5日までに行ってください。



## Q4

別途納付金の減免とはどのようにして行われるのですか？

### A4

年度始めの移動にあっては、移動先基金での契約数量は申請者が自由に決められますが、その契約数量が前年度の契約数量より上回っている場合には、増量分に対して別途納付金が徴収されます。(上回っていなければ徴収されません。)

なお、下期から移動する場合は、当該年度の契約数量を変更できませんので別途納付金の徴収はありません。

## Q5

増量した場合の別途納付金はどのように計算されるのですか？

### A5

前年度末の基金財源のうち、生産者が積み立てた積立金を算出し、その額を前年度の最終契約数量で除した単価を当該年度の別途納付金単価とします。

よって、移動を申請した畜産生産者の当該年度の契約数量から前年度の契約数量を差し引き、算出された増量契約数量に別途納付金単価を乗じて別途納付金額とします。

なお、平成19年度より、別途納付金の納付時期が、年間別途納付金額を一括して6月末までに畜産基金に納付することになりました。

## Q6

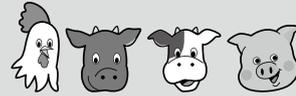
これまでの契約を複数の基金と契約したいが、その手続きは？

### A6

今回の制度改正においては分割移動を認めていません。

よって、下期からの移動は、これまでの契約基金と契約していた全量を転入先基金と契約する必要があります。

年度始めの移動にあっては、これまでの契約を一部残して転入先基金に移動することも出来ません。ただし、移動手続きとしては出来ませんが、新規加入者として契約することは出来ます。(この場合は当然ですが全量が別途納付金の対象となります。)また、これまでの基金に契約を残さずに複数基金と契約をする場合は、複数基金のどちらかに基金間移動を行うことは出来ます。(基金間移動の手続きがなされなかった基金では、新規加入者として別途納付金の対象とします。)



**Q7**

**基金間移動にあたって畜産生産者が注意する点は？**

**A7**

これまでも記載していますが、

- ① 申請書の提出期限を守る。
- ② 年度始めの移動の場合、前年度の契約数量を上回った場合、増量分に対して別途納付金が徴収される。
- ③ 下期からの移動は数量の変更は出来ない。
- ④ これまでの契約を分割して移動は出来ない。(Q&A6を参照)

**Q8**

**具体的な移動事例での判定及び移動回数のカウントは？**

**A8-1**

下期からの移動事例判定

**1 基金転入例(単数基金契約者)**

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前	他基金A	100	90	120	90	400		
				↓				
移動後	他基金A	100	90	0	0	190	○	1
	畜産基金			120	90	210		

**2 基金転入例(複数基金契約者)**

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前	他基金A	100	90	120	90	400		
	他基金B	100	100	100	100	400		
				↓				
移動後	他基金A	100	90	0	0	190	○	1
	他基金B	100	100	100	100	400		
	畜産基金			120	90	210		

**3 基金転入例(複数基金契約者)**

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前	他基金A	100	90	120	90	400		
	畜産基金	100	100	100	100	400		
				↓				
移動後	他基金A	100	90	0	0	190	○	1
	畜産基金	100	100	220	190	610		



4 基金転入例(複数基金契約者)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前	他基金A	100	90	120	90	400		
	他基金B	100	100	100	100	400		
移動後	他基金A	100	90	100	100	390	○	2
	他基金B	100	100	0	0	200		
	畜産基金			120	90	210		

5 基金転入例(複数基金契約者)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前	他基金A	100	90	120	90	400		
	他基金B	100	100	100	100	400		
移動後	他基金A	100	90	0	0	190	○	2
	他基金B	100	100	0	0	200		
	畜産基金			220	190	410		

6 基金転入例(単数基金契約者)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前	他基金A	100	90	120	90	400		
移動後	他基金A	100	90	50	50	29	×	部分移動 不可
	畜産基金			70	40	110		

7 基金転入例(単数基金契約者)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前	他基金A	100	90	120	90	400		
移動後	他基金A	100	90	0	0	190	×	分割移動 不可
	畜産基金(全開)			80	80	160		
	畜産基金(全酪)			40	10	50		

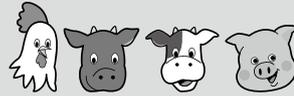
※基金としては同一内であり、同数量であるが、契約が分割されるので移動は不可。

8 基金転入例(単数基金複数荷受契約者)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前	他基金A(a荷受組合)	100	90	120	90	400		
	他基金A(b荷受組合)	100	100	100	100	400		
移動後	他基金A(a荷受組合)	100	90	0	0	190	○	1
	他基金A(b荷受組合)	100	100	0	0	200		
	畜産基金(全畜)			120	90	210		
	畜産基金(日鶏)			100	100	200		

※契約単位の移動であるから移動可能であり、回数としては基金間の移動は1でカウントする。

上記の例は転入例であるが、転出の場合も同様となる。



A8-2

年度始めからの移動事例判定

1 基金転入例(単数基金契約者)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前 他基金A	100	90	120	90	400		
移動後 他基金A	0	0	0	0	0	○	1
移動後 畜産基金	100	100	120	100	420		

※移動として認められるが、増量部分の20トンが別途納付金の対象となる。

2 基金転入例(単数基金契約者が複数基金に加入の場合)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前 他基金A	100	90	120	90	400		
移動後 他基金A	50	50	50	50	200	×	部分移動 不可
移動後 畜産基金	50	40	60	50	200		

※ただし、契約は可能である。(畜産基金では新規加入者として、全量を対象に別途納付金を徴収)

3 基金転入例(複数基金契約者)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前 他基金A	100	90	120	90	400		
移動前 他基金B	100	100	100	100	400		
移動後 他基金A	0	0	0	0	0	○	1
移動後 他基金B	100	100	100	100	400		
移動後 畜産基金	100	100	100	100	400		

※移動として認められ、増量が無いので別途納付金なし。(期別数量変更可)

4 基金転入例(複数基金契約者)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前 他基金A	100	90	120	90	400		
移動前 畜産基金	100	100	100	100	400		
移動後 他基金A	0	0	0	0	0	○	1
移動後 畜産基金	250	250	270	250	1020		

※移動として認められ、増量部分が220トンあるが継続者につき別途納付金なし。

5 基金転入例(複数基金契約者)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前 他基金A	100	90	120	90	400		
移動前 他基金B	100	100	100	100	400		
移動後 他基金A	0	0	0	0	0	○	2
移動後 他基金B	0	0	0	0	0		
移動後 畜産基金	250	250	270	250	1020		

※移動として認められ、増量部分の220トンが別途納付金対象。



### 6 基金転入例(複数基金契約者)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前	他基金A	100	90	120	90	400		
	他基金B	100	100	100	100	400		
移動後	他基金A	50	50	50	50	200	⊗	部分移動 不可
	他基金B	100	100	100	100	400		
	畜産基金	50	60	70	50	230		

※ただし、契約は可能である。(畜産基金では新規加入者として、全量を対象に別途納付金を徴収)

### 7 基金転入例(単数基金契約者)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前	他基金A	100	90	120	90	400		
移動後	他基金A	0	0	0	0	0	△	1
	畜産基金(全開)	80	80	80	80	320		
	畜産基金(全酪)	30	30	30	30	120		

※基金としては同一内であるが、契約が分割されるので全開、全酪いずれかへの移動は可。

移動とならなかった契約は全量に対して別途納付金が必要。

### 8 基金転入例(単数基金契約者)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	判定	移動カウント
移動前	他基金A	100	90	120	90	400		
移動後	他基金A	0	0	0	0	0	△	1
	他基金B	80	80	80	80	320		
	畜産基金	30	30	30	30	120		

※他基金B(又は畜産基金)への移動が認められ、畜産基金(又は他基金B)では新規加入者として全量が別途納付金対象。

上記の例は転入例であるが、転出の場合も同様となる。

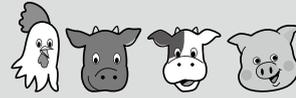
Q9

別途納付金単価を決定するのはいつですか？ また公表時期は？

A9

A5に記載したとおり、前年度末の生産者積立金の残高が確定または推定される時期の理事会等に諮り決定しますが(通例では12月末に開催する理事会・評議員会)、平成18年度末のように第4四半期の補てん交付金において、現状では推定できない異常補てん交付金が交付される可能性がある場合にあっては、12月末の理事会・評議員会においては予定単価として諮り、決定単価は、前年度末生産者積立金残高が確定する5月下旬に開催する理事会・評議員会で決定することとしています。

よって、公表できる日程としては、予定単価は1月初旬、決定単価は6月上旬となります。(別途納付金の納付期限は6月末基金入金)



## Q10

移動申請を行った場合、承認通知はあるのですか？ また、その時期は？

### A10

指定された期日までに申請された移動申請に対しては、畜産基金から1号会員(全国連)へ承認通知を行います。

その時期については、申請後に行う他の2基金や安定機構との調整にどの程度の期間を要するのか実施してみないと不明な点もありますが、概ね申請締め切り月の月末頃を考えています。

## Q11

移動申請に添付する数量契約書が様式4の別表Aである場合、他の移動しない人の情報も記載されているが、このままコピーして提出して良いのですか？

### A11

この場合には、個人情報保護法に抵触する可能性がありますので、当該申請者が所属する所属長(通常は組合長)が当該申請者の数量内容を証明する方式を採用してください。

証明書の記載例は末尾に掲載してありますので、これを参考にして証明書を2通作成し、移動元基金と移動先基金へ移動申請書に添付して提出してください。

## Q12

移動の回数に制限等はあるのですか？

### A12

移動手続きに農協等において一定の事務処理が発生すること、各基金や安定機構においても事務処理に加えて生産者積立金等の移動や修正処理が発生すること等がこれまでの業務に付加されますので、基本契約年度(4カ年)の間に4回までとする制限を設けています。

なお、平成19年度は基本契約年度の途中にあたり、2カ年間を残す年度であることから、19年度・20年度の2年間で2回の制限としています。



**Q13**

移動の回数はどのようにカウントするのですか？

A13

加入生産者が現在加入している基金と異なる基金に移動する回数を数えます。  
なお、規模の大きな加入生産者が、移動可能時期に複数農場の契約を移動した場合でのカウントについて、契約単位の移動回数ではなく、加入生産者が異なる基金へ移動した回数でのカウントとなります。

**Q14**

移動申請の最小単位はどのように考えるのですか？

A14

移動申請の単位は契約単位です。  
一般的には、一加入生産者の方はひとつの契約を締結されていることが多いのですが、規模の大きな加入生産者は複数農場に複数契約を締結している場合があり、この場合も、最小申請単位は契約単位で移動が可能です。

**Q15**

移動前後の補てん交付はどのようになるのですか？

A15

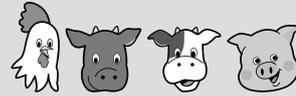
移動前の四半期が交付対象期間である場合には、移動前の加入基金から補てん金が交付され、移動後の四半期が交付対象期間となった場合には、移動後の基金から補てん金が交付されます。

**Q16**

下期からの移動後に異常補てんが発動された場合、  
交付対象になるのですか？

A16

交付対象になります。  
そのために、3基金が年度始めに安定機構と締結している異常補てん交付契約を、下期からの移動後数量に変更して異常補てん交付契約を締結しなおす仕組みに変更しました。



**Q17**

別途納付金の納付日が年間1回で6月末日までに徴収されるようになりましたが、納付後に廃業等により脱退する場合、脱退期以降の別途納付金を返還してもらえるのですか？

**A17**

返還できません。

業務方法書第15条により積み立てられた積立金は、基本契約年度末において一定額以上の財源が残った場合の割戻し以外には返還できないことになっています。

**Q18**

基金間移動については説明されていますが、畜産基金内で移動したい場合はどのような手続きになるのですか？

**A18**

畜産基金内での移動にあっては、年度始めの契約については、当該生産者が前年度に畜産基金と契約していた数量契約書の写しを入手して、新年度の数量契約書に添付しておいてください。(別途納付金は不要です。増量部分を含む。)

なお、この場合にも様式4の別表Aを使用されている数量契約書については、基金間移動(Q&A11)の例と同じく、前年度の所属農協等の代表者の方に数量契約証明書を発行してもらい、これを添付しておいて下さい。

また、期中に基金内移動の要望があった場合の手続きについては、これまでに例が無かったので定めていません。期中の要望が出された時に理事会等で協議し、別途定めます。

畜産基金→全農基金

畜産基金→全日基

### 配合飼料安定基金数量契約移動申請書(例)

平成 年 月 日

(転入先)(社) ○○県配合飼料価格安定基金協会 理事長 殿  
○○農業協同組合 代表理事組合長 殿

(転出元) △△農業協同組合 代表理事組合長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

このたび、私は、平成 年度第 四半期より(社)全国畜産配合飼料価格安定基金の会員と締結している数量契約を((社)全国配合飼料供給安定基金、(社)全日本配合飼料価格・畜産安定基金)へ下記のとおり移動したく、移動申請前の数量契約書を添えて申請します。

#### 記

#### 1 平成 年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量

数量契約先		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間計	備 考
移動前契約数量	畜産基金						
	○○農業協同組合						
移動後契約数量	全日基 ○○県基金協会						
	△△荷受組合						
全農基金事務処理コード		県コード	J Aコード	支所コード	畜種コード	生産者コード	
全日基事務処理コード		県コード	メーカーコード	組合コード	特約店コード	畜種コード	加入者コード

- (注) 1 数量契約先の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称と四半期別数量を記入すること。
- 2 移動前の畜種別四半期別契約数量が確認できるよう移動前の数量契約書の写しを添付すること。
- 3 移動後の備考欄には、基金協会等と既に契約がある場合は加入者コードを記入すること。
- 4 10月からの移動申請書は、移動契約数量欄の第1及び第2四半期欄に契約数量を記入しないこと。

今回の基金間移動申請に当たり、申請者と各基金との間の数量契約等の情報が、関係する基金及び(社)配合飼料供給安定機構へ提供されることに同意いたします。

(注) 本申請書は、関係する荷受組合、都道府県基金協会又は農協等を通じて、転入先及び転出先の双方の基金あてに提出すること。

移動前の契約数量が確認できるよう契約書の写しか又は契約数量を証明できる証書を提出すること。

(数量契約証明書記載例)

畜産基金→全農基金

畜産基金→全日基

平成 年 月 日

転入先基金

〇〇県〇〇農業協同組合 代表理事組合長 殿

又は (社)〇〇県配合飼料価格安定基金 理事長 殿

転出元基金

(社)全国畜産配合飼料価格安定基金 理事長 上野千里 殿

〇〇農業協同組合  
代表理事組合長

印

## 配合飼料安定基金数量契約移動に係る契約証明書

標記の件について、下記のとおり相違ないことを証明いたします。

〇〇県 〇〇農業協同組合

生産者氏名 〇〇〇〇

生産者住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地〇〇号

畜 種 鶏卵用 鶏肉用 種豚用 肉豚用 乳牛用 肉牛用

契約数量 下表のとおり

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間合計	備考
トン	トン	トン	トン	トン	

- (注) a. 年度当初(4月から)の契約移動の場合は、前年度契約数量を記載すること。  
b. 年度下期(10月から)の契約移動の場合は、当年度当初契約数量を記載すること。  
c. 転入先への提出とともに、転出元である畜産基金へも提出すること。

社団法人 **全国畜産配合飼料価格安定基金**

〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目9番2号

TEL:03(3541)3540 / FAX:03(3541)3917